

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 3 5 号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 0 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条（略） （委任の旨を証する書面） 第 3 条 条例第 3 条の委任の旨を証する書面は、<u>委任状、代理権授与通知書及び</u>____代理人選任届____とする。 （確認の方法） 第 4 条 条例第 4 条第 4 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかによるものとする。 （1）（略） （2）登録申請者が、本市において印鑑の登録を受けている者により、<u>印鑑登録証明書を添えて本人に相違ないことを保証した書面</u>____を提出したとき。 （3）（略） （回答書の期限） 第 5 条 条例第 4 条第 5 項の規則で定める期間は、照会書発送の日から起算して <u>14 日</u>以	第 1 条・第 2 条（略） （委任の旨を証する書面） 第 3 条 条例第 3 条の委任の旨を証する書面は、____、代理権授与通知書若しくは代理人選任届又はこれらと同様の事項を記載した委任を証するものとする。 （確認の方法） 第 4 条 条例第 4 条第 4 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかによるものとする。 （1）（略） （2）登録申請者が、本市において印鑑の登録を受けている者により、本人に____相違ないことを保証した書面（<u>登録印鑑の押印又は印鑑登録証明書の添付を要する</u>）を提出したとき。 （3）（略） （回答書の期限） 第 5 条 条例第 4 条第 5 項の規則で定める期間は、照会書発送の日から起算して <u>30 日</u>以

現行	改正案
内とする。 第 6 条～第 8 条 (略) (印鑑登録申請書等の様式) 第 9 条 印鑑登録申請書その他条例及びこの規則に規定する文書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。 (1) 印鑑登録申請書及び印鑑登録原票 別記第 1 号様式 (2)・(3) (略) (4) 印鑑登録申請者の保証書 別記第 4 号様式 (5) (略) (6) (略) (7) 印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証引替交付申請書 別記第 7 号様式 (8) (略) (9) (略) (10) (略) (文書保存年限) 第 10 条 印鑑に関する文書の保存年限は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 前号以外の印鑑に関する文書 2 年	内とする。 第 6 条～第 8 条 (略) (印鑑登録申請書等の様式) 第 9 条 印鑑登録申請書その他条例及びこの規則に規定する文書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。 (1) 印鑑登録申請書、<u>印鑑登録証引替交付申請書、印鑑登録廃止申請書</u> 別記第 1 号様式 (2)・(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (文書保存年限) 第 10 条 印鑑に関する文書の保存年限は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 前号以外の印鑑に関する文書 1 年

現行

改正案

別記第 4 号様式

別記第 4 号様式 削除

別記第 4 号様式

印鑑登録申請書の保証書

申請人	住所	登録地	登録主	
	氏名		生年月日	年 月 日

この申請書は、上記のとおり本人に捺印されたことを保証します。

年 月 日

保証人氏 名

保証人	住所	登録地	登録された印鑑
	氏名		登録主
	生年月日	年 月 日	登録証番号

注意 1 保証人は本人前に印鑑登録をしている人でなければなりません。

2 保証人の「登録された印鑑の欄」は、必ずハンコで押印してください。

なお本封筒の裏面は登録印鑑の欄が記載されています。

別記第 5 号様式・別記第 6 号様式 (略)

別記第 5 号様式・別記第 6 号様式 (略)

現行	改正案
別記第 7 号様式	別記第 7 号様式 <u>削除</u>
別記第 8 号様式～別記第 14 号様式 (略)	別記第 8 号様式～別記第 14 号様式 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。
- この規則施行の際、現に改正前の恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて行われた申請その他の行為は、改正後の恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）に基づいて行われたものとみなす。
- 現に改正前の規則により作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

